

1 基本方針

新発田市水道局では、お客様の信頼に応え、安全でおいしい水をお届けするために水源から蛇口までの水質管理を行っています。この中で、水道水の水質基準適合検査、浄水処理後の水質検査、水源の水質監視といった水質管理業務はとても重要です。

お客様から信頼され、安心してお使いいただける水道水をお届けできるように、以下の基本方針により水質検査計画を定めて、今後もより安全でおいしい水質管理に努めます。

- (1) 過去の水質検査結果と水源付近の状況などを総合的に検討し、水質検査計画を策定します。
- (2) 水質基準項目（水道法で義務付けられている項目）は、3年に1回に減らすことができる項目についても、年1回は全ての項目で水質検査を行ないます。
- (3) 過去の水質検査結果などから、合理的な検査回数を設定します。
- (4) 水質基準項目以外の項目も、水質管理上、必要と判断した場合は水質検査を実施します。
- (5) 検査結果を公表し、必要に応じて検査計画を見直します。

2 水道事業の概要

(1) 上水道 1

給水状況（令和4年度末現在）

給水人口	87,269 人
給水戸数	34,422 戸
年間総配水量	11,744,055m ³
一日最大配水量	46,703m ³
一日平均配水量	32,175m ³

浄水施設の概要

	江口浄水場	内竹配水場	小舟渡配水場
水源の種類	表流水 (加治川)	地下水 (深井戸・4井)	浄水受水 (新潟東港企業団)
施設の能力	28,000m ³ /日	8,700m ³ /日	18,600m ³ /日
浄水処理方法	- 凝集沈澱 - 急速ろ過 - 塩素消毒 - 必要に応じ粉末活性炭処理	- 除鉄除マンガン処理 - 塩素消毒	塩素消毒

	真野原配水場	紫雲寺配水場	
水源の種類	浄水受水 (新潟東港企業団)	浄水受水 (新潟東港企業団)	浄水受水 (新発田地区より送水)
施設の能力	690m ³ /日	1,160m ³ /日	1,800m ³ /日
浄水処理方法	塩素消毒	塩素消毒	塩素消毒

※新潟東港地域水道用水供給企業団（以下、新潟東港企業団という。）は、新発田市、新潟市、聖籠町、明和工業株式会社で構成されています。

(2) 上水道 2

給水状況（令和4年度末現在）

	中々山地区	滝谷新田地区	上赤谷地区
給水人口	74 人	98 人	183 人
給水戸数	38 戸	49 戸	93 戸
年間総配水量	7,313m ³	11,741m ³	31,646m ³
一日最大配水量	49m ³	66m ³	142m ³
一日平均配水量	20m ³	32m ³	87m ³

	板山地区	山内地区
給水人口	948 人	147 人
給水戸数	300 戸	63 戸
年間総配水量	127,241m ³	11,228m ³
一日最大配水量	605m ³	78m ³
一日平均配水量	349m ³	31m ³

浄水施設の概要

	中々山地区	滝谷新田地区	上赤谷地区
	中々山浄水場	滝谷新田浄水場	上赤谷浄水場
水源の種類	表流水 (不叉川)	ダム放流水 (常盤用水)	表流水 (棚橋川)
施設の能力	60m ³ /日	80m ³ /日	146m ³ /日
浄水処理方法	・緩速ろ過 ・塩素消毒	・緩速ろ過 ・塩素消毒 ・凝集沈澱	・緩速ろ過 ・塩素消毒 ・活性炭処理

	板山地区		山内地区
	板山浄水場	小戸浄水場	山内浄水場
水源の種類	地下水 (浅井戸・2井)	地下水 (浅井戸・2井)	地下水 (浅井戸・2井)
施設の能力	917m ³ /日	116.7m ³ /日	102m ³ /日
浄水処理方法	・pH処理(エアレーション) ・緩速ろ過 ・塩素消毒	・脱炭酸ガス ・急速ろ過 ・pH調整 ・塩素消毒	・脱炭酸ガス ・急速ろ過 ・pH調整 ・塩素消毒

※小戸浄水場の浅井戸2井のうち1井（2号）は、現在、休止中です。

3 水道の水源及び水道水の水質状況と留意すべき事項

(1) 新発田市の水道の水源は以下のとおりです。

水源の種類	状 況
表流水・ダム放流水	天候や河川の周辺環境の変化により影響を受けやすい水源です。
地下水	年間を通じて水質の変動も少なく良好な水源ですが、井戸の周辺の環境の変化により影響を受けるおそれがあります。
浄水受水	新潟東港企業団から受水している水で、受水した時点で飲用できるよう浄水処理されています。

(2) 水道水の水質状況

新発田市水道局では、新潟東港企業団からの浄水受水を除いて、それぞれの原水を定期的に検査し、水源の水質状況の把握と適正な浄水処理に努めています。

また、水道水の水質状況を確認するために、各家庭の蛇口を代表して、表1から表5の場所で検査し、水質基準を十分満足する安全で良質な水道水を送ります。

(3) 水質管理上留意すべき事項

新発田市の水源地域は事業所などが少なく、水質的には良好ですが、降雨による濁水、濁水、ダム放流、鉱物採取、営農などの影響で水質が変化する可能性があり、注意しています。

4 水質検査項目、検査回数及び検査地点

(1) 法令検査及び独自検査について

水質検査は、法令に基づく検査（法令検査）の他、新発田市独自の基準で実施する検査（独自検査）があります。それぞれ、次のとおり実施します。

①法令検査

ア 水道法第 20 条の規定に基づく 1 日 1 回以上行う検査

法令で毎日、蛇口で実施することが義務付けられている「色」「濁り」「残留塩素」を行います。

イ 水道法第 20 条の規定に基づく水質基準項目（51 項目）の検査

「水道法の水質基準に適合した水道水を蛇口まで届けているか」を調べる検査になります。検査項目及び検査回数は、法令で義務付けられた項目を義務付けられた回数で行います。検査地点は、浄水場、配水場の配水区域を代表する場所や地理的に検査が必要と判断した場所としています。

②独自検査

ア 水道法第 20 条の規定に基づく水質基準項目（51 項目）の検査を補うための検査

内竹配水場及び小舟渡配水場の配水区域は範囲が広いため、法令検査を補うための独自検査を行います。

イ 品質管理のための検査

江口浄水場の浄水処理方法である急速ろ過では硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を除去できません。また、浄水処理に必要な薬品にアルミニウムが含まれていること、浄水処理に不具合が生じるとマンガンが溶出する可能性があることから、江口浄水場浄水池で検査します。また、内竹配水場の配水池は江口浄水場で製造した水道水と内竹配水場で製造した水道水が混合されているため、検査します。

ウ 原水検査

水質基準に適合した水道水を製造するため、原料となる水（原水）の水質を確認します。検査項目や回数は、水道法第 20 条の規定に基づく水質基準項目の検査と同様です。ただし、原水は消毒されていないため、味、消毒により発生する物質は除いています。

エ 水質管理目標設定項目（27 項目）の検査

国の通知に基づき、水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目について検査を行います。各浄水場、配水場の配水区域を代表する場所で全ての項目を行います。また、品質管理上検査が必要と判断した場所及び項目、深井戸関係で腐食性に関係する項目について検査を行います。農薬については、水源流域で用量が多い農薬を使用時期に合わせ検査を行います。

オ クリプトスポリジウム等の検査

耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム、ジアルジア）対策として、国の通知に基づき原水の検査を行います。

検査項目は、表流水では指標菌、クリプトスポリジウム・ジアルジアを行い、地下水では指標菌を行います。

カ 放射性物質検査

国の通知に基づき、原水や水道水の放射性物質の検査をします。

(2) 検査地点ごとの検査項目及び検査回数について

検査地点ごとの検査項目及び検査回数は以下のとおりです。

①法令検査

新発田市水道局では、法令検査で水道水が水質基準を満たし安全であることを確認しています

ア 水道法第 20 条の規定に基づく 1 日 1 回以上行う検査

検査地点名	検査項目	検査回数
大野、小国谷、上石川、中央町、上中山、佐々木、大槻、藤塚浜、人橋、中々山、滝谷新田、上赤谷、板山、小戸、山内	色 濁り 残留塩素	毎日

※小国谷、中央町、佐々木は自動連続測定装置、その他は委託者又は水道局職員が検査をしています。

イ 水道法第 20 条の規定に基づく水質基準項目（51 項目）の検査

水道法施行規則第 15 条により、年 4 回検査を実施すべきところ、原水の水質変動による汚染のおそれがない場合で、過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/5 以下の場合には 1 年に 1 回以上に、過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/10 以下の場合には 3 年に 1 回以上に減らすことができる項目があります。

なお、減らすことができない項目は下記のとおりです。

・毎月検査

水質基準 9 項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物等、pH、味、臭気、色度、濁度）

・年 4 回検査

シアン（シアン化物イオン及び塩化シアン）、消毒副生成物（塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド）、非イオン界面活性剤

- ・カビ臭検査（発生時期に月 1 回・原水が地下水の場合は対象外）

ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール

※カビ臭検査は、過去の検査結果が基準値の 2 分の 1 以下、かつ水源がジェオスミン、2-メチルイソボルネオールを産出する藻類発生が見込まれない井戸水の場合、減らすことができます。

検査地点名	検査項目	検査回数
大野 大槻 （表－１）	a 全項目検査 b 毎月検査 c カビ臭検査	a 年 4 回 b 年 12 回 c 年 7 回（発生時期以外を含む）
	【説明】 全項目検査は、法令規定回数の年 4 回を一部項目で減らすことが可能ですが、大野は内竹配水場からの末端で代表点であり、大槻は江口浄水場からの末端であるため、年 4 回実施します。毎月検査は法令どおり毎月実施します。カビ臭は、法令の「発生時期に月 1 回」として 4 回、発生時期以外として 3 回、計年 7 回行います。 なお、毎月検査、カビ臭検査は全項目検査に含まれるため、重複する月は、全項目検査として行います。	
佐々木 藤塚浜 真野原外 （表－２）	a 全項目検査 b 毎月検査 c 年 4 回検査	a 年 1 回 b 年 12 回 c 年 4 回
	佐々木、藤塚浜は内竹配水場と新潟東港企業団の混合水、真野原外は新潟東港企業団の水です。年 1 回に減らすことができる項目は減らします。 シアン、消毒副生成物、定量下限値が基準値の 1/5 超の非イオン界面活性剤は減らすことができないため、「年 4 回検査」項目として年 4 回行います。 毎月検査は減らすことができないため、年 12 回行います。 なお、年 4 回検査、毎月検査は全項目検査に含まれるため、重複する月は、全項目検査として行います。	
中々山 滝谷新田 上赤谷 （表－３）	a 全項目検査 b 毎月検査 c 年 4 回検査 d カビ臭検査	a 年 2 回 b 年 12 回 c 年 4 回 d 年 4 回（発生時期以外を含む）
	全項目検査は年 1 回に減らすことができる項目もありますが、水源が表流水であるため、年 2 回全項目検査をします。 シアン、消毒副生成物、定量下限値が基準値の 1/5 超の非イオン界面活性剤は減らすことができないため、「年 4 回検査」項目として年 4 回行います。 毎月検査は減らすことができないため、年 12 回行います。 カビ臭検査は、法令の「発生時期に月 1 回」として 3 回、発生時期以外として 1 回、計年 4 回行います。 なお、年 4 回検査、毎月検査は全項目検査に含まれるため、重複する月は、全項目検査として行います。	

検査地点名	検査項目	検査回数
板山 小戸 山内 (表－４)	a 全項目検査 b 毎月検査 c 年４回検査 d 確認検査	a 年１回 b 年１２回 c 年４回 d 年４回
	全項目検査は水源が地下水であるため、年１回に減らすことができます。項目は減らします。 シアン、消毒副生成物、定量下限値が基準値の 1/5 超の非イオン界面活性剤は減らすことができないため、「年４回検査」項目として年４回行います。 毎月検査は減らすことができないため、年１２回行います。 また、過去３年の検査結果が基準値の 5 分の 1 付近の硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素と蒸発残留物を確認検査として年４回行います。 なお、年４回検査、毎月検査は全項目検査に含まれるため、重複する月は、全項目検査として行います。	

②独自検査

新発田市水道局では、法令検査で水質基準を満たした安全な水道水であることを確認していますが、より良質の水道水を製造するため、独自検査を行っています。

ア 水道法第 20 条の規定に基づく水質基準項目（51 項目）の検査を補うための検査

検査地点名	検査項目	検査回数
中央町 荒川 菅谷 (表－５)	a 全項目検査 b 毎月検査	a 年１回 b 年１２回
	代表点大野の検査を補う独自検査として、年１回の全項目検査と毎月検査を行います。 なお、毎月検査は全項目検査に含まれるため、重複する月は、全項目検査として行います。	

イ 品質管理のための検査

検査地点名	検査項目	検査回数
江口浄水場 浄水池 (表－６)	a 全項目検査 b 毎月検査 c 確認検査	a 年１回 b 年１２回 c 年１２回
	品質管理のため、年１回の全項目検査、毎月検査をします。 また、浄水工程の確認として年１２回の硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、アルミニウム、マンガンの検査を行います。 なお、毎月検査は全項目検査に含まれるため、重複する月は、全項目検査として行います。	
内竹配水場 配水池 (表－６)	a 全項目検査 b 毎月検査	a 年１回 b 年１２回
	品質管理のため、年１回の全項目検査、毎月検査を行います。 なお、毎月検査は全項目検査に含まれるため、重複する月は、全項目検査として行います。	

ウ 原水検査

原水検査は法令検査に準じて行っていますが、消毒していないため味・消毒副生成物を、法令検査で確認しているためカビ臭検査を実施しません。

また、法令検査と同様に検査回数を減らすことができる項目は、減らす場合があります。

なお、減らすことができない項目は下記のとおりです。

・毎月検査

水質基準 8 項目（一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物等、pH、臭気、色度、濁度）

・年 4 回検査

シアン（シアン化物イオン及び塩化シアン）及び非イオン界面活性剤

検査地点名	検査項目	検査回数
加治川取水口 (表－7)	a 原水詳細検査 b 毎月検査 c 年 4 回検査 d 確認検査	a 年 1 回 b 年 12 回 c 年 4 回 d 年 12 回
	原水であるため、味と消毒副生成物は検査しません。 原水詳細検査は年 1 回に減らすことができる項目は減らします。 シアン、アルミニウム、鉄、マンガン、定量下限値が基準値の 1/5 超の非イオン界面活性剤は減らすことができないため、「年 4 回検査」項目として年 4 回行います。 毎月検査は減らすことができないため、年 12 回行います。 また、水源確認のため、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の検査を年 12 回行います。 なお、年 4 回検査、毎月検査は原水詳細検査に含まれるため、重複する月は、原水詳細検査として行います。	
深井戸 1・3・4 号 (表－7)	a 原水詳細検査 b 毎月検査 c 年 4 回検査	a 年 1 回 b 年 12 回 c 年 4 回
	原水であるため、味と消毒副生成物は検査しません。 原水詳細検査は年 1 回に減らすことができる項目は減らします。 シアン、定量下限値が基準値の 1/5 超の非イオン界面活性剤は減らすことができないため、「年 4 回検査」項目として年 4 回行います。 毎月検査は減らすことができないため、年 12 回行います。 なお、年 4 回検査、毎月検査は原水詳細検査に含まれるため、重複する月は、原水詳細検査として行います。	

検査地点名	検査項目	検査回数
深井戸 2号 (表-7)	a 原水詳細検査 b 毎月検査 c 年4回検査	a 年1回 b 年12回 c 年4回
	原水であるため、味と消毒副生成物は検査しません。 原水詳細検査は年1回に減らすことができる項目は減らします。 シアン、マンガン、定量下限値が基準値の1/5超の非イオン界面活性剤は減らすことができないため、「年4回検査」項目として年4回行います。 毎月検査は減らすことができないため、年12回行います。 なお、年4回検査、毎月検査は原水詳細検査に含まれるため、重複する月は、原水詳細検査として行います。	
中々山 滝谷新田 上赤谷 (表-8)	a 原水詳細検査 b 毎月検査 c 年4回検査	a 年1回 b 年12回 c 年4回
	原水であるため、味と消毒副生成物は検査しません。 原水詳細検査は年1回に減らすことができる項目は減らします。 シアン、アルミニウム、鉄、マンガン、定量下限値が基準値の1/5超の非イオン界面活性剤は減らすことができないため、「年4回検査」項目として年4回行います。 毎月検査は減らすことができないため、年12回行います。 なお、年4回検査、毎月検査は原水詳細検査に含まれるため、重複する月は、原水詳細検査として行います。	
板山1号 板山2号 山内1号 (表-9)	a 原水詳細検査 b 毎月検査 c 年4回検査 d 確認検査	a 年1回 b 年12回 c 年4回 d 年4回
	原水であるため、味と消毒副生成物は検査しません。 原水詳細検査は年1回に減らすことができる項目は減らします。 シアン、定量下限値が基準値の1/5超の非イオン界面活性剤は減らすことができないため、「年4回検査」項目として年4回行います。 毎月検査は減らすことができないため、年12回行います。 また、過去3年の検査結果が基準値の5分の1付近の硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を確認検査として年4回行います。 なお、年4回検査、毎月検査は原水詳細検査に含まれるため、重複する月は、原水詳細検査として行います。	
山内2号 (表-9)	a 原水詳細検査 b 毎月検査 c 年4回検査 d 確認検査	a 年1回 b 年12回 c 年4回 d 年4回
	原水であるため、味と消毒副生成物は検査しません。 原水詳細検査は年1回に減らすことができる項目は減らします。 シアン、蒸発残留物、定量下限値が基準値の1/5超の非イオン界面活性剤は減らすことができないため、「年4回検査」項目として年4回行います。 毎月検査は減らすことができないため、年12回行います。 また、過去3年の検査結果が基準値の5分の1付近の硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を確認検査として年4回行います。 なお、年4回検査、毎月検査は原水詳細検査に含まれるため、重複する月は、原水詳細検査として行います。	

検査地点名	検査項目	検査回数
小戸 1 号 (表-9)	a 原水詳細検査 b 毎月検査 c 年 4 回検査 d 確認検査	a 年 1 回 b 年 12 回 c 年 4 回 d 年 4 回
	原水であるため、味と消毒副生成物は検査しません。 原水詳細検査は年 1 回に減らすことができる項目は減らします。 シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄、定量下限値が基準値の 1/5 超の非イオン界面活性剤は減らすことができないため、「年 4 回検査」項目として年 4 回行います。 毎月検査は減らすことができないため、年 12 回行います。 また、過去 3 年の検査結果が基準値の 5 分の 1 付近の蒸発残留物を確認検査として年 4 回行います。 なお、年 4 回検査、毎月検査は原水詳細検査に含まれるため、重複する月は、原水詳細検査として行います。	

エ 水質管理目標設定項目 (27 項目) の検査

検査地点名	検査項目	検査回数
大野 大槻 中々山 滝谷新田 上赤谷 山内 (表-10)	a 管理目標全項目検査	a 年 1 回
	水質管理上留意すべき項目の確認のため、全項目の検査を年 1 回行います。水質基準検査と重複する項目は水質基準で検査をしますが、管理目標設定項目としても検査をしたとみなします。	
佐々木 藤塚浜 真野原外 板山 小戸 (表-10)	a 管理目標確認項目検査	a 年 1 回
	水質管理上留意すべき項目の確認のため、ニッケル、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、臭気強度、従属栄養細菌の検査と水質基準検査と重複するカルシウム・マグネシウム等 (硬度)、マンガン、蒸発残留物、濁度、pH 値、アルミニウムの検査を年 1 回行います。	
江口浄水場浄水池 内竹配水場配水池 (表-10)	a 管理目標確認項目検査	a 年 1 回
	水質管理上留意すべき項目の確認のため、従属栄養細菌の検査と水質基準検査と重複するカルシウム・マグネシウム等 (硬度)、マンガン、蒸発残留物、濁度、pH 値、アルミニウムの検査を年 1 回行います。	
加治川取水口 深井戸集合原水 中々山 滝谷新田 上赤谷 板山集合原水 山内集合原水 小戸 1 号 (表-10)	a 管理目標確認項目検査	a 年 1 回
	水質管理上留意すべき項目の確認のため、アンチモン、ウラン、ニッケル、1,2-ジクロロエタン、トルエン、フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)、臭気強度、従属栄養細菌、1,1-ジクロロエチレン、農薬類の検査と水質基準検査と重複するカルシウム・マグネシウム等 (硬度)、マンガン、蒸発残留物、濁度、pH 値、アルミニウムの検査を年 1 回行います。	
深井戸 1~4 号 深井戸集合ろ過水 (表-10)	a 腐食性検査	a 年 1 回
	腐食性の確認のため、遊離炭酸、ランゲリア指数の検査と水質基準検査と重複するカルシウム・マグネシウム等 (硬度)、マンガン、蒸発残留物、濁度、pH 値、アルミニウムの検査を年 1 回行います。	

オ クリプトスポリジウム等の検査

検査地点名	検査項目	検査回数
加治川取水口 中々山 滝谷新田 上赤谷 (表-11)	a クリプトスポリジウム指標菌検査	a 年4回
	b クリプトスポリジウム・ジアルジア検査	b 年4回
深井戸1~4号 板山1・2号 山内1・2号 小戸1号 (表-11)	耐塩素性病原生物(原虫)対策として、指標菌と原虫の検査を年4回行います。	
	a クリプトスポリジウム指標菌検査	a 年4回
	耐塩素性病原生物(原虫)対策として、指標菌の検査を年4回行います。	

カ 放射性物質検査

検査地点名	検査項目	検査回数
江口浄水場入口 江口浄水場浄水池 深井戸集合ろ過水 中々山 滝谷新田 上赤谷 板山 小戸 山内 (表-12)	a 放射性物質検査	a 年4回
	水道水の放射性物質の有無を確認するため、放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、放射性セシウム137の検査を年4回行います。	

表－１ 水道法第 20 条の規定に基づく水質基準項目の検査（大野、大槻）

	水質基準項目	基準値 (mg/L) 以下	水道法に基づく 検査回数	検査回数	
				大野	大槻
1	一般細菌	100個/ml	月 1 回	月 1 回	
2	大腸菌	不検出			
3	カドミウム及びその化合物	0.003	年 4 回	年 4 回	
4	水銀及びその化合物	0.0005			
5	セレン及びその化合物	0.01			
6	鉛及びその化合物	0.01			
7	ヒ素及びその化合物	0.01			
8	六価クロム化合物	0.02			
9	亜硝酸態窒素	0.04			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			
12	フッ素及びその化合物	0.8			
13	ホウ素及びその化合物	1.0			
14	四塩化炭素	0.002			
15	1,4-ジオキサン	0.05			
16	シス-1,2-ジクロロエチン及び トランス-1,2-ジクロロエチン	0.04			
17	ジクロロメタン	0.02			
18	テトラクロロエチレン	0.01			
19	トリクロロエチレン	0.01			
20	ベンゼン	0.01			
21	塩素酸	0.6			
22	クロロ酢酸	0.02			
23	クロロホルム	0.06			
24	ジクロロ酢酸	0.03			
25	ジブromokロロメタン	0.1			
26	臭素酸	0.01			
27	総トリハロメタン	0.1			
28	トリクロロ酢酸	0.03			
29	ブromोजクロロメタン	0.03			
30	ブromホルム	0.09			
31	ホルムアルデヒド	0.08			
32	亜鉛及びその化合物	1.0			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2			
34	鉄及びその化合物	0.3			
35	銅及びその化合物	1.0			
36	ナトリウム及びその化合物	200			
37	マンガン及びその化合物	0.05			
38	塩化物イオン	200	月 1 回	月 1 回	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	年 4 回	年 4 回	
40	蒸発残留物	500			
41	陰イオン界面活性剤	0.2	発生時期に 月 1 回	年 7 回 (発生時期以外を含む)	
42	ジェオスミン	0.00001			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	年 4 回	年 4 回	
44	非イオン界面活性剤	0.02			
45	フェノール類	0.005	月 1 回	月 1 回	
46	有機物等（全有機炭素(TOC)の量）	3			
47	pH値	5.8～8.6			
48	味	異常でない			
49	臭気	異常でない			
50	色度	5度			
51	濁度	2度			

表－２ 水道法第 20 条の規定に基づく水質基準項目の検査（佐々木、藤塚浜、真野原外）

	水質基準項目	基準値 (mg/L) 以下	水道法に基づく 検査回数	検査回数		
				佐々木	藤塚浜	真野原外
1	一般細菌	100個/ml	月 1 回	月 1 回		
2	大腸菌	不検出				
3	カドミウム及びその化合物	0.003	年 4 回	年 1 回		
4	水銀及びその化合物	0.0005				
5	セレン及びその化合物	0.01				
6	鉛及びその化合物	0.01				
7	ヒ素及びその化合物	0.01				
8	六価クロム化合物	0.02				
9	亜硝酸態窒素	0.01				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.04		年 4 回		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		年 1 回		
12	フッ素及びその化合物	0.8				
13	ホウ素及びその化合物	1.0				
14	四塩化炭素	0.002				
15	1,4-ジオキサン	0.05				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				
17	ジクロロメタン	0.02				
18	テトラクロロエチレン	0.01				
19	トリクロロエチレン	0.01				
20	ベンゼン	0.01				
21	塩素酸	0.6		年 4 回		
22	クロロ酢酸	0.02				
23	クロロホルム	0.06				
24	ジクロロ酢酸	0.03				
25	ジブromokクロロメタン	0.1				
26	臭素酸	0.01				
27	総トリハロメタン	0.1				
28	トリクロロ酢酸	0.03				
29	ブromोजクロロメタン	0.03				
30	ブromホルム	0.09				
31	ホルムアルデヒド	0.08		年 1 回		
32	亜鉛及びその化合物	1.0				
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				
34	鉄及びその化合物	0.3				
35	銅及びその化合物	1.0				
36	ナトリウム及びその化合物	200				
37	マンガン及びその化合物	0.05				
38	塩化物イオン	200	月 1 回	月 1 回		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	年 4 回	年 1 回		
40	蒸発残留物	500				
41	陰イオン界面活性剤	0.2				
42	ジェオスミン	0.00001	発生時期に 月 1 回			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	年 4 回	年 4 回		
44	非イオン界面活性剤	0.02		年 1 回		
45	フェノール類	0.005				
46	有機物等（全有機炭素(TOC)の量)	3	月 1 回	月 1 回		
47	pH値	5.8～8.6				
48	味	異常でない				
49	臭気	異常でない				
50	色度	5度				
51	濁度	2度				

表－３ 水道法第 20 条の規定に基づく水質基準項目の検査（中々山、滝谷新田、上赤谷）

	水質基準項目	基準値 (mg／L) 以下	水道法に 基づく 検査回数	検査回数		
				中々山	滝谷新田	上赤谷
1	一般細菌	100個/ml	月 1 回	月 1 回		
2	大腸菌	不検出				
3	カドミウム及びその化合物	0.003	年 4 回	年 2 回		
4	水銀及びその化合物	0.0005				
5	セレン及びその化合物	0.01				
6	鉛及びその化合物	0.01				
7	ヒ素及びその化合物	0.01				
8	六価クロム化合物	0.02				
9	亜硝酸態窒素	0.04				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		年 4 回		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10		年 2 回		
12	フッ素及びその化合物	0.8				
13	ホウ素及びその化合物	1.0				
14	四塩化炭素	0.002				
15	1,4-ジオキサン	0.05				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				
17	ジクロロメタン	0.02				
18	テトラクロロエチレン	0.01				
19	トリクロロエチレン	0.01				
20	ベンゼン	0.01				
21	塩素酸	0.6		年 4 回		
22	クロロ酢酸	0.02				
23	クロロホルム	0.06				
24	ジクロロ酢酸	0.03				
25	ジブロモクロロメタン	0.1				
26	臭素酸	0.01				
27	総トリハロメタン	0.1				
28	トリクロロ酢酸	0.03				
29	ブロモジクロロメタン	0.03				
30	ブロモホルム	0.09				
31	ホルムアルデヒド	0.08		年 2 回		
32	亜鉛及びその化合物	1.0				
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				
34	鉄及びその化合物	0.3				
35	銅及びその化合物	1.0				
36	ナトリウム及びその化合物	200				
37	マンガン及びその化合物	0.05				
38	塩化物イオン	200	月 1 回	月 1 回		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	年 4 回	年 2 回		
40	蒸発残留物	500				
41	陰イオン界面活性剤	0.2				
42	ジェオスミン	0.00001	発生時期に 月 1 回	年 4 回 (発生時期以外を含む)		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				
44	非イオン界面活性剤	0.02	年 4 回	年 4 回		
45	フェノール類	0.005		年 2 回		
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3		月 1 回		
47	pH値	5.8～8.6				
48	味	異常でない				
49	臭気	異常でない				
50	色度	5度				
51	濁度	2度				

表－４ 水道法第20条の規定に基づく水質基準項目の検査（板山、小戸、山内）

	水質基準項目	基準値 (mg/L) 以下	水道法に 基づく 検査回数	検査回数		
				板山	小戸	山内
1	一般細菌	100個/ml	月 1 回	月 1 回		
2	大腸菌	不検出				
3	カドミウム及びその化合物	0.003	年 4 回	年 1 回		
4	水銀及びその化合物	0.0005				
5	セレン及びその化合物	0.01				
6	鉛及びその化合物	0.01				
7	ヒ素及びその化合物	0.01				
8	六価クロム化合物	0.02				
9	亜硝酸態窒素	0.04				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		年 4 回		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				
12	フッ素及びその化合物	0.8		年 1 回		
13	ホウ素及びその化合物	1.0				
14	四塩化炭素	0.002				
15	1,4-ジオキサン	0.05				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				
17	ジクロロメタン	0.02				
18	テトラクロロエチレン	0.01				
19	トリクロロエチレン	0.01				
20	ベンゼン	0.01				
21	塩素酸	0.6		年 4 回		
22	クロロ酢酸	0.02				
23	クロロホルム	0.06				
24	ジクロロ酢酸	0.03				
25	ジブロモクロロメタン	0.1				
26	臭素酸	0.01				
27	総トリハロメタン	0.1				
28	トリクロロ酢酸	0.03				
29	ブロモジクロロメタン	0.03				
30	ブロモホルム	0.09				
31	ホルムアルデヒド	0.08		年 1 回		
32	亜鉛及びその化合物	1.0				
33	アルミニウム及びその化合物	0.2				
34	鉄及びその化合物	0.3				
35	銅及びその化合物	1.0				
36	ナトリウム及びその化合物	200				
37	マンガン及びその化合物	0.05				
38	塩化物イオン	200	月 1 回	月 1 回		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	年 4 回	年 1 回		
40	蒸発残留物	500		年 4 回		
41	陰イオン界面活性剤	0.2		年 1 回		
42	ジェオスミン	0.00001	発生時期に 月 1 回			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001		年 4 回		
44	非イオン界面活性剤	0.02	年 4 回	年 4 回		
45	フェノール類	0.005		年 1 回		
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3	月 1 回	月 1 回		
47	pH値	5.8～8.6				
48	味	異常でない				
49	臭気	異常でない				
50	色度	5度				
51	濁度	2度				

表－５ 水道法第 20 条の規定に基づく水質基準項目の検査を補うための検査
(中央町、荒川、菅谷)

	水質基準項目	基準値 (mg/L) 以下	検査回数		
			中央町	荒川	菅谷
1	一般細菌	100個/ml	月 1 回		
2	大腸菌	不検出			
3	カドミウム及びその化合物	0.003	年 1 回		
4	水銀及びその化合物	0.0005			
5	セレン及びその化合物	0.01			
6	鉛及びその化合物	0.01			
7	ヒ素及びその化合物	0.01			
8	六価クロム化合物	0.02			
9	亜硝酸態窒素	0.01			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.04			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			
12	フッ素及びその化合物	0.8			
13	ホウ素及びその化合物	1.0			
14	四塩化炭素	0.002			
15	1,4-ジオキサン	0.05			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04			
17	ジクロロメタン	0.02			
18	テトラクロロエチレン	0.01			
19	トリクロロエチレン	0.01			
20	ベンゼン	0.01			
21	塩素酸	0.6			
22	クロロ酢酸	0.02			
23	クロロホルム	0.06			
24	ジクロロ酢酸	0.03			
25	ジブromokロロメタン	0.1			
26	臭素酸	0.01			
27	総トリハロメタン	0.1			
28	トリクロロ酢酸	0.03			
29	ブromोजクロロメタン	0.03			
30	ブromホルム	0.09			
31	ホルムアルデヒド	0.08			
32	亜鉛及びその化合物	1.0			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2			
34	鉄及びその化合物	0.3			
35	銅及びその化合物	1.0			
36	ナトリウム及びその化合物	200			
37	マンガン及びその化合物	0.05			
38	塩化物イオン	200	月 1 回		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	年 1 回		
40	蒸発残留物	500			
41	陰イオン界面活性剤	0.2			
42	ジェオスミン	0.00001			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001			
44	非イオン界面活性剤	0.02			
45	フェノール類	0.005			
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3	月 1 回		
47	pH値	5.8～8.6			
48	味	異常でない			
49	臭気	異常でない			
50	色度	5度			
51	濁度	2度			

表－6 品質管理のための検査（江口浄水場浄水池、内竹配水場配水池）

	水質基準項目	基準値 (mg/L) 以下	検査回数	
			江口浄水場 浄水池	内竹配水場 配水池
1	一般細菌	100個/ml	月 1 回	月 1 回
2	大腸菌	不検出		
3	カドミウム及びその化合物	0.003	年 1 回	年 1 回
4	水銀及びその化合物	0.0005		
5	セレン及びその化合物	0.01		
6	鉛及びその化合物	0.01		
7	ヒ素及びその化合物	0.01		
8	六価クロム化合物	0.02		
9	亜硝酸態窒素	0.04		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	月 1 回	
12	フッ素及びその化合物	0.8	年 1 回	
13	ホウ素及びその化合物	1.0		
14	四塩化炭素	0.002		
15	1,4-ジオキサン	0.05		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04		
17	ジクロロメタン	0.02		
18	テトラクロロエチレン	0.01		
19	トリクロロエチレン	0.01		
20	ベンゼン	0.01		
21	塩素酸	0.6		
22	クロロ酢酸	0.02		
23	クロロホルム	0.06		
24	ジクロロ酢酸	0.03		
25	ジブロモクロロメタン	0.1		
26	臭素酸	0.01		
27	総トリハロメタン	0.1		
28	トリクロロ酢酸	0.03		
29	ブロモジクロロメタン	0.03		
30	ブロモホルム	0.09		
31	ホルムアルデヒド	0.08		
32	亜鉛及びその化合物	1.0		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	月 1 回	
34	鉄及びその化合物	0.3	年 1 回	
35	銅及びその化合物	1.0		
36	ナトリウム及びその化合物	200	月 1 回	
37	マンガン及びその化合物	0.05		
38	塩化物イオン	200	月 1 回	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	年 1 回	年 1 回
40	蒸発残留物	500		
41	陰イオン界面活性剤	0.2		
42	ジェオスミン	0.00001		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001		
44	非イオン界面活性剤	0.02		
45	フェノール類	0.005		
46	有機物等（全有機炭素(TOC)の量)	3	月 1 回	月 1 回
47	pH値	5.8～8.6		
48	味	異常でない		
49	臭気	異常でない		
50	色度	5度		
51	濁度	2度		

表－7 原水検査（加治川取水口、深井戸 1～4 号）

	水質基準項目	基準値 (mg／L) 以下	検査回数		
			加治川 取水口	深井戸 1・3・4号	深井戸 2号
1	一般細菌	100個/ml	月 1 回		
2	大腸菌	不検出			
3	カドミウム及びその化合物	0.003	年 1 回		
4	水銀及びその化合物	0.0005			
5	セレン及びその化合物	0.01			
6	鉛及びその化合物	0.01			
7	ヒ素及びその化合物	0.01			
8	六価クロム化合物	0.02			
9	亜硝酸態窒素	0.04			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			
12	フッ素及びその化合物	0.8	月 1 回	年 1 回	
13	ホウ素及びその化合物	1.0			
14	四塩化炭素	0.002			
15	1,4-ジオキサン	0.05			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04			
17	ジクロロメタン	0.02			
18	テトラクロロエチレン	0.01			
19	トリクロロエチレン	0.01			
20	ベンゼン	0.01			
21	塩素酸	0.6			
22	クロロ酢酸	0.02			
23	クロロホルム	0.06			
24	ジクロロ酢酸	0.03			
25	ジブロモクロロメタン	0.1			
26	臭素酸	0.01			
27	総トリハロメタン	0.1			
28	トリクロロ酢酸	0.03			
29	ブロモジクロロメタン	0.03			
30	ブロモホルム	0.09			
31	ホルムアルデヒド	0.08			
32	亜鉛及びその化合物	1.0	年 1 回	年 1 回	年 1 回
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	年 4 回		
34	鉄及びその化合物	0.3	年 1 回		
35	銅及びその化合物	1.0			
36	ナトリウム及びその化合物	200	年 1 回		年 4 回
37	マンガン及びその化合物	0.05	年 4 回		
38	塩化物イオン	200	月 1 回		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	年 1 回		
40	蒸発残留物	500			
41	陰イオン界面活性剤	0.2			
42	ジェオスミン	0.00001			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001			
44	非イオン界面活性剤	0.02	年 4 回		
45	フェノール類	0.005	年 1 回		
46	有機物等（全有機炭素(TOC)の量）	3	月 1 回		
47	p H値	5.8～8.6	原水のため検査しません		
48	味	異常でない			
49	臭気	異常でない			
50	色度	5度			
51	濁度	2度	月 1 回		

表－８ 原水検査（中々山、滝谷新田、上赤谷）

	水質基準項目	基準値 (mg/L) 以下	検査回数		
			中々山	滝谷新田	上赤谷
1	一般細菌	100個/ml	月 1 回		
2	大腸菌	不検出			
3	カドミウム及びその化合物	0.003	年 1 回		
4	水銀及びその化合物	0.0005			
5	セレン及びその化合物	0.01			
6	鉛及びその化合物	0.01			
7	ヒ素及びその化合物	0.01			
8	六価クロム化合物	0.02			
9	亜硝酸態窒素	0.04			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	年 4 回		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	年 1 回		
12	フッ素及びその化合物	0.8			
13	ホウ素及びその化合物	1.0			
14	四塩化炭素	0.002			
15	1, 4-ジオキサン	0.05			
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04			
17	ジクロロメタン	0.02			
18	テトラクロロエチレン	0.01			
19	トリクロロエチレン	0.01			
20	ベンゼン	0.01			
21	塩素酸	0.6	原水のため検査しません		
22	クロロ酢酸	0.02			
23	クロロホルム	0.06			
24	ジクロロ酢酸	0.03			
25	ジブロモクロロメタン	0.1			
26	臭素酸	0.01			
27	総トリハロメタン	0.1			
28	トリクロロ酢酸	0.03			
29	ブロモジクロロメタン	0.03			
30	ブロモホルム	0.09			
31	ホルムアルデヒド	0.08			
32	亜鉛及びその化合物	1.0	年 1 回		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	年 4 回		
34	鉄及びその化合物	0.3	年 1 回		
35	銅及びその化合物	1.0			
36	ナトリウム及びその化合物	200	年 4 回		
37	マンガン及びその化合物	0.05	月 1 回		
38	塩化物イオン	200	年 1 回		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300			
40	蒸発残留物	500			
41	陰イオン界面活性剤	0.2			
42	ジェオスミン	0.00001			
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	年 4 回		
44	非イオン界面活性剤	0.02	年 1 回		
45	フェノール類	0.005	月 1 回		
46	有機物等（全有機炭素(TOC)の量）	3	原水のため検査しません		
47	pH値	5.8～8.6			
48	味	異常でない	月 1 回		
49	臭気	異常でない			
50	色度	5度			
51	濁度	2度			

表－9 原水検査（板山、小戸、山内）

	水質基準項目	基準値 (mg/L) 以下	検査回数			
			板山 1・2号	小戸1号	山内1号	山内2号
1	一般細菌	100個/ml	月1回			
2	大腸菌	不検出				
3	カドミウム及びその化合物	0.003	年1回			
4	水銀及びその化合物	0.0005				
5	セレン及びその化合物	0.01				
6	鉛及びその化合物	0.01				
7	ヒ素及びその化合物	0.01				
8	六価クロム化合物	0.02				
9	亜硝酸態窒素	0.04				
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01	年4回			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10				
12	フッ素及びその化合物	0.8	年1回			
13	ホウ素及びその化合物	1.0				
14	四塩化炭素	0.002				
15	1,4-ジオキサン	0.05				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04				
17	ジクロロメタン	0.02				
18	テトラクロロエチレン	0.01				
19	トリクロロエチレン	0.01				
20	ベンゼン	0.01				
21	塩素酸	0.6	原水のため検査しません			
22	クロロ酢酸	0.02				
23	クロロホルム	0.06				
24	ジクロロ酢酸	0.03				
25	ジブロモクロロメタン	0.1				
26	臭素酸	0.01				
27	総トリハロメタン	0.1				
28	トリクロロ酢酸	0.03				
29	ブロモジクロロメタン	0.03				
30	ブロモホルム	0.09				
31	ホルムアルデヒド	0.08				
32	亜鉛及びその化合物	1.0	年1回	年1回	年1回	年1回
33	アルミニウム及びその化合物	0.2		年4回		
34	鉄及びその化合物	0.3		年1回		
35	銅及びその化合物	1.0				
36	ナトリウム及びその化合物	200				
37	マンガン及びその化合物	0.05				
38	塩化物イオン	200	月1回			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	年1回	年1回	年1回	年1回
40	蒸発残留物	500		年4回		年4回
41	陰イオン界面活性剤	0.2				
42	ジェオスミン	0.00001		年1回		年1回
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001				
44	非イオン界面活性剤	0.02	年4回			
45	フェノール類	0.005	年1回			
46	有機物等（全有機炭素(TOC)の量）	3	月1回			
47	pH値	5.8～8.6	原水のため検査しません			
48	味	異常でない				
49	臭気	異常でない	月1回			
50	色度	5度				
51	濁度	2度				

表－１０ 水質管理目標設定項目の検査

	検査項目	目標値 (mg／L) 以下	検査回数				
			各原水	深井戸 関係	蛇口 1	蛇口 2	浄水池 配水池
1	アンチモン及びその化合物	0.02	年 1 回	－	年 1 回		－
2	ウラン及びその化合物	0.002					
3	ニッケル及びその化合物	0.02				年 1 回	
4	1， 2－ジクロロエタン	0.004					
5	トルエン	0.4					
6	フタル酸ジ（2－エチルヘキシル）	0.1				－	
7	亜塩素酸	0.6	－				年 1 回
8	二酸化塩素	0.6					
9	ジクロロアセトニトリル	0.01					
10	抱水クロラール	0.02					
11	農薬類	1	年 1 回				－
12	残留塩素	1	－				
13	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10以上 100以下	年 1 回	年 1 回		年 1 回	年 1 回
14	マンガン及びその化合物	マンガンの量 に関して0.01					
15	遊離炭酸	20	－		－	－	
16	臭気強度（TON）	3	年 1 回	－	年 1 回		
17	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	－				
18	メチル- t-ブチルエーテル	0.02			－		
19	有機物等（過マンガン酸カリウム消費 量）	3					
20	蒸発残留物	30以上 200以下	年 1 回	年 1 回		年 1 回	年 1 回
21	濁度	1度					
22	pH値	7.5程度					
23	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度とし、 極力0に 近づける	－		－	－	
24	従属栄養細菌	1mLの検水で 形成される集 落が2,000以 下（暫定）	年 1 回	－		年 1 回	1 年 1 回
25	1， 1－ジクロロエチレン	0.1				－	
26	アルミニウム及びその化合物	アルミニウム の量に関して 0.1		年 1 回		年 1 回	年 1 回
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸 （PFOS）及びペルフルオロオクタン酸 （PFOA）	両方の量の 和として 0.00005	－	－		－	－

各 原 水：加治川取水口、深井戸集合原水、中々山、滝谷新田、上赤谷、板山集合原水
山内集合原水、小戸１号（複数の井戸がある施設は集合原水）

深井戸関係：深井戸１～４号及び深井戸集合ろ過水

蛇 口 １：大野、大槻、中々山、滝谷新田、上赤谷、山内

蛇 口 ２：佐々木、藤塚浜、真野原外、板山、小戸

浄 水 池：江口浄水場浄水池

配 水 池：内竹配水場配水池

管理目標設定項目検査は水質基準全項目検査と同日に行います。水質基準検査と重複する項目は水質基準で検査をしますが、管理目標設定項目としても検査をしたとみなします。

深井戸関係は深井戸１～４号それぞれの原水と水道水の腐食性の確認検査をします。

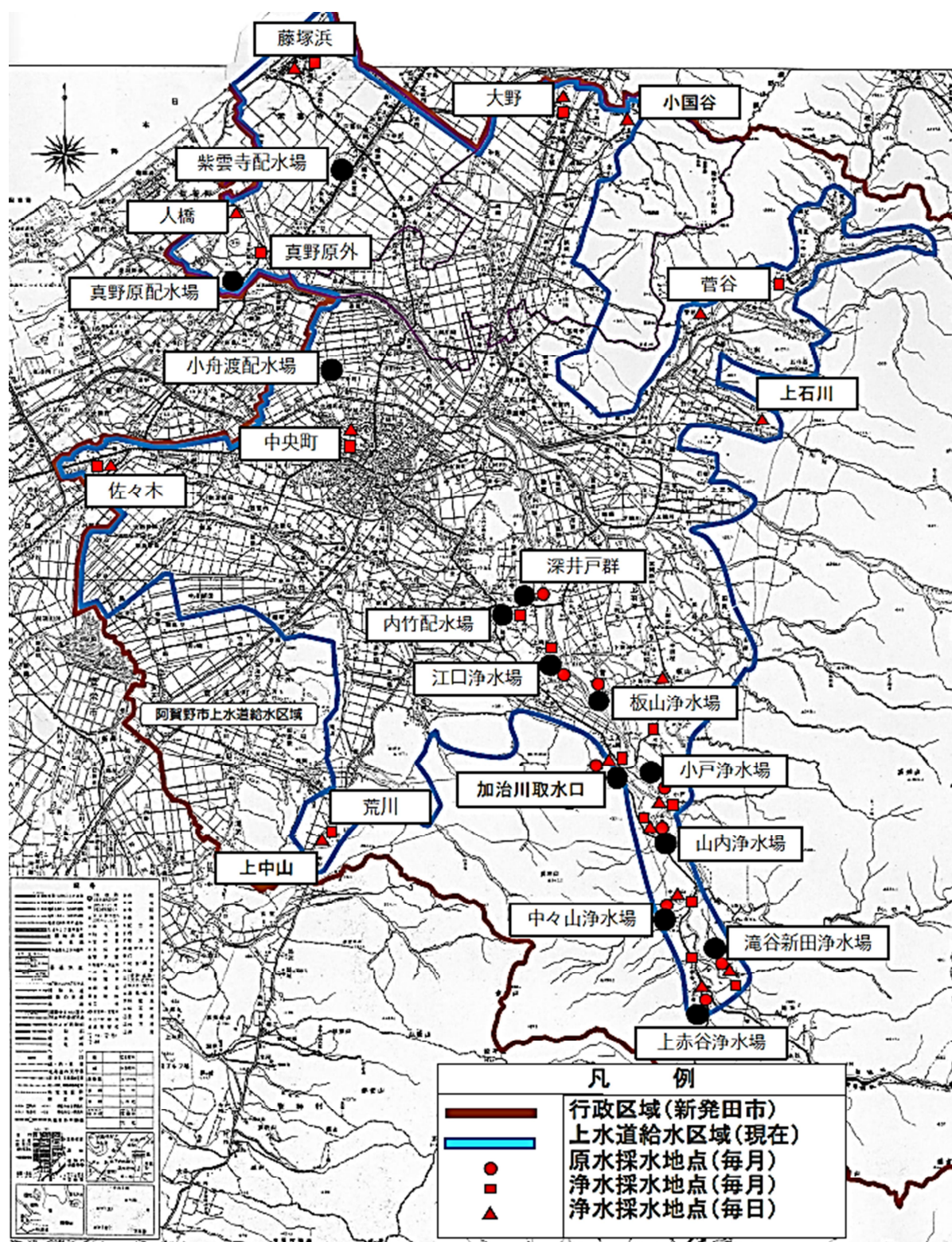
表－１１ クリプトスポリジウム等の検査

	検査地点名	検査回数
クリプトスポリジウム指標菌	加治川取水口	年４回
	深井戸 1～4 号	
	中々山	
	滝谷新田	
	上赤谷	
	板山 1・2 号	
	山内 1・2 号	
	小戸 1 号	
クリプトスポリジウム・ ジアルジア	加治川取水口	年４回
	中々山	
	滝谷新田	
	上赤谷	

表一 1 2 放射性物質検査

検査地点名	検査回数
江口浄水場入口	年 4 回
江口浄水場浄水池	
深井戸集合ろ過水	
中々山	
滝谷新田	
上赤谷	
板山	
小戸	
山内	

採水地点図



5 水質検査方法と委託先

(1) 水質検査方法

毎日検査項目、水質基準項目、水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法や上水試験方法などにより行います。

(2) 委託先

新発田市水道局では、水質検査を「水道法第20条第3項に基づく登録を受けた水質検査機関」に委託して行います。

毎日検査項目の検査は、市内11名の市民の方に委託して行います。

6 水質検査の精度

委託した水質検査機関からの内部精度管理及び外部精度管理の書類の提出などにより、適正な検査を行っていることを確認しています。

また、毎日検査項目の検査は検査手順を研修した上で、委託しています。

7 臨時の水質検査

水源等で次のような異常があり、水道水が水質基準に適合しないおそれが発生した場合、異常に関連する項目又は全ての水質基準項目について、臨時の水質検査を行い、安全が確認されるまで取水を停止します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき、又は流行のおそれがあるとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき
- (6) その他、特に必要があるとき

8 水質検査の実施における配慮

新発田市の水源流域でも営農が行われており、農薬を使用しています。水源流域で使用量が多い農薬を使用時期に合わせ検査を行います。

9 検査結果評価と検査計画見直し

検査地点ごとに、各検査項目の検出濃度の最大値などを水質基準値等と比較し評価することで、次年度水質検査計画の検査項目や検査回数を見直します。

10 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果は、次のとおり公表します。

- (1) 水道局浄水課
 - ①水質検査計画
 - ②水質検査結果
- (2) 市ホームページ
 - ①水質検査計画
 - ②主要な水質検査結果

11 関係者との連携

国や県及び加治川沿岸土地改良区連合等との関係を密にして、河川事故等の情報を速やかに収集し、迅速に対応します。

また、河川等の異常を発見した場合には、水質検査機関と連携を図りながら速やかに水質検査を行い、原因の究明をするとともに適切な対策を講じます。